

社会医療法人社団三草会
介護老人保健施設もえれパークサイド

指定訪問リハビリテーション事業
指定介護予防訪問リハビリテーション事業

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人社団三草会が開設する介護老人保健施設もえれパークサイド（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態および要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）にある利用者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は次の方針に従い運営を行う。

（1）事業の従業者は、利用者等に対し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう配慮し、計画的・継続的に利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切なサービスを提供する。

（2）事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、及び介護保険施設等他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）名 称 もえれパークサイド訪問リハビリテーション

（2）所在地 札幌市東区中沼町105番43号

（介護老人保健施設もえれパークサイド内）

（従業員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者 1名（医師） 介護老人保健施設 施設長兼務

管理者は、従業者の管理、訪問リハビリテーションの利用者へのサービス実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業運営に必要な指揮命令を行う。

（2）リハビリテーション職員

ア 理学療法士・作業療法士 2名

リハビリテーション職員は、訪問リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、祝祭日、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの提供方法、内容)

第6条 訪問リハビリテーションの提供方法、内容は次の通りとする。

(1) 医師及びリハビリテーション職員は、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、その内容について利用者またはその家族等に対する説明及び同意の上、当該サービスの目標とそれを達成するための身体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成し利用者に交付する。

(2) リハビリテーション職員は、医師の指示及び前項の訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、利用者又は家族に対して理解のしやすいように指導又は説明を行い適切なサービスを提供する。また、提供した内容については、具体的なサービスの実施状況及びその評価について当該医師に報告する。

(利用料等)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は次のように定める。

(1) 訪問リハビリテーション利用料は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、別紙重要事項説明書の通りとし、利用者およびその家族に対し説明し同意の上で、提供した訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスでない時は、その10割の費用を徴収するとともにサービス提供証明書を利用者に交付し、法定代理受領サービスである時は、介護負担割合証に応じた費用を徴収する。

(2) その他の利用料

①通常の実施区域を越えて訪問リハビリテーションを実施した場合には交通費を徴収する。

事業所から片道10km以上15km未満	400円 (税込 440円)
---------------------	----------------

事業所から片道15km以上30km未満	600円 (税込 660円)
---------------------	----------------

事業所から片道30km以上	800円 (税込 880円)
---------------	----------------

②リハビリスタッフの1時間を超える訪問に関しては超過料金を徴収する。

1時間を超過した場合	30分につき 800円 (税込 880円)
------------	-----------------------

③当日の訪問時に不在の場合はキャンセル料を徴収する。

キャンセル料	規定料金の半額
--------	---------

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施範囲は、札幌市東区及び北区とする。

(身体拘束等)

第9条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- ② 虐待の防止のための指針を定めその発生を防止するための体制を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置を講ずる（責任者の設置、苦情処理体制の整備等）。

(相談・苦情)

第11条 事業所は、利用者又は家族などからの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションに関する要望、苦情に対して、誠意を持って迅速かつ適切に対応し、その解決に努めるとともに対応に係わる記録を行い保管する。

(緊急時、事故時における対応)

第12条 事業所の従業者は、訪問リハビリテーションのサービスの提供中に利用者の病状に急変等緊急の事態が生じた場合、速やかに管理者へ報告すると共に主治医等への連絡を行い、当該医師の指示に従い適切な対応に努めるとともに速やかに関係行政機関、利用者の緊急連絡先等に連絡を行う等の措置を講ずる。事業所は事故の状況及び行った処置等について記録し保管する。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は適切な運営のため次の点に留意する

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- (2) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者

との雇用契約の内容とする。

（３）事業所は、訪問リハビリテーション職員の資質向上のため、定期的な研修や学会発表等を行えるよう業務体制を整備する。

（４）この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人社団三草会と協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。